

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第20号に掲げるつぶかご漁業(オホーツク総合振興局管内沖合海域)について、その許可または起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年12月22日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			(6)漁業を営む者の資格
つぶかご漁業	オホーツク総合振興局管内沖合海域	東経143度59.8分の線以東、斜里・目梨両郡界32度30分の線以西の水域のうち、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。 ただし、北海道漁業調整規則第32条第1項に基づく別表第3に掲げる北緯44度33分9秒以北の東経145度37分45秒の線以東の海域及びつぶ漁業の共同漁業権漁場区域を除く。	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	2隻	総トン数50トン未満	オホーツク総合振興局管内に住所を有する者	令和6年2月1日から同年3月1日まで	<ol style="list-style-type: none"> この公示に係る許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。 この公示に係る起業の認可の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。 この公示に係る申請書の提出先は、オホーツク総合振興局産業振興部水産課とする。 この公示に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、オホーツク総合振興局長に報告しなければならない。 (2)かごの窓は直径15センチメートル以内とし、漏斗を付してはならない。 (3)海中に敷設するかご数は、1,000個以内でなければならない。 (4)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を明瞭に記載した標識を付けなければならない。 (5)つぶ以外の魚種を主たる漁獲の対象として操業してはならない。 (6)5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければなりません。 (7)知事が漁業調整上操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (8)我が国領海及び排他的経済水域以外に立ち入ってはならない。